

ソウル特別市日帝下日本軍慰安婦被害者支援条例
(ソウル特別市条例第 5523 号、2013.8.1 制定、2014.1.1 施行)

仮訳

第 1 条(目的)

この条例は日帝下日本軍慰安婦被害者に対する生活安定と名誉回復活動を支援することにより日本軍慰安婦問題に対する歴史的視角を正しく定立し、日本軍慰安婦被害者らの人権を増進することを目的とする。

第 2 条(定義)

この条例において「日本軍慰安婦被害者」とは、日帝により強制的に動員され性的虐待を受け慰安婦としての生活を強要された被害者をいう。

第 3 条(市長の責務)

- ① ソウル特別市長（以下「市長」という）は日帝下日本軍慰安婦被害者の名誉回復と人権増進のため積極的に努力しなければならない。
- ② 市長は日本軍慰安婦被害者が安定した生活を維持することができるよう必要な措置を執らねばならない。

第 4 条(支援対象者)

この条例による支援対象者は「日帝下日本軍慰安婦被害者に対する生活安定支援及び記念事業等に関する法律」により生活安定支援対象者として認定された者のうちソウル特別市に住民登録を置き居住する者とする。

第 5 条(支援事業)

市長は日本軍慰安婦被害者支援のため次の各号の事業を施行する。

- 1 支援対象者に対する生活補助費支援 月 70 万ウォン
- 2 支援対象者に対する死亡弔慰金支援 死亡時 100 万ウォン
- 3 支援対象者に対する実態調査
- 4 その他日本軍慰安婦被害者に関する記念・広報及び研究事業、名誉回復活動事業等市長が必要と認める事業

第 6 条(生活補助費等の還収)

- ① 市長はこの条例により生活補助費を支給された者が次の各号の一に該当する場合には、全部又は一部を還収することができる。
 - 1 虚偽その他の不正な方法で生活補助費の支給を受けた場合

2 過ぎて支給された場合

- ② 市長は第 1 項により還収する場合、生活補助費を返還する者が所定の日までにこれを返還しない場合には国税滞納処分の例により徴収する。

第 7 条(予算確保)

市長は日本軍慰安婦被害者支援のための予算を優先的に確保しなければならない。

第 8 条(施行規則)

この条例の施行に必要な事項は規則で定める。

附則<第 5523 号, 2013.8.1>

この条例は 2014 年 1 月 1 日から施行する。